すべての妊婦さんを応援する

“妊婦のための支援給付”のご案内

すべての妊婦さんに安心して出産・子育てしてほしい…そんな思いを実現するため、
妊婦さんへ「支援給付」を行っていること、ご存じですか？　各市区町村の相談窓口では、
給付の仕組みはもちろん、保健師等が妊娠・出産に関しての疑問や不安に
丁寧にお応えします。ぜひお気軽にお問い合わせください。



対象者（※1）

妊娠している方

支給額（※2）

妊婦給付認定後	5万円
妊娠している こどもの人数の届出後	妊娠している　こどもの人数×5万円

給付と面談をセットで実施

1 まずは市区町村の相談窓口へ

窓口で給付の申請をしてください。その際、妊娠・出産の不安や困りごとの相談が可能です。



2 伴走型で相談支援します

出産前はもちろん、出産後も。相談を通じて、利用できる制度やサービスをご紹介します。

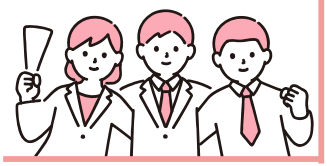

妊娠とは

この制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことをもって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義していますので、胎児心拍確認後に、住民票のある市区町村に申請を行うことができます。

申請時期

①妊婦給付認定申請　･･･医療機関において妊娠が確認された後から
②妊娠しているこどもの人数の届出　…出産予定日の8週間前の日から

（※1）流産・死産等の場合も支給の対象になります。その場合は、流産等をしたことが医療機関等において確認された日以降に届け出ることができます。
（※2）自治体の取組によっては、クーポン等での給付を選択することもできます。

【お問合せ先】

津和野町こども家庭センター来る未　TEL0856-72-0657

こどもまんなか こども家庭庁

申請先等　申請を希望する場合は、住民票のある市区町村の「妊婦のための支援給付」担当窓口にお問い合わせください。